神食健発0112第3号

令和６年１ 月１２ 日

事 業 主　様



神奈川県食品製造健康保険組合

理事長　　　鈴木　文雄

令和６年能登半島地震により被災された被保険者等に係る

一部負担金等の取扱いについて（お知らせ）

この度の令和６年能登半島地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます

当組合では、今般の災害により甚大な被害を受けられた被保険者又は被扶養者の方について、令和６年１月１日より当面の間、医療機関の窓口における一部負担金の支払いの免除を行うことを決定いたしました。

つきましては、加入者皆様への周知方にご協力の程宜しくお願い申し上げます。

○対象となる方（以下の１及び２のいずれにも該当する方）

１．災害救助法の適用地域に住所を有する当組合の被保険者又は被扶養者。（災害発生以降、災害救助法の適用市町村から他の市町村に異動された方を含む。）

新潟県　新潟市・長岡市・三条市・柏崎市・加茂市・見附市・燕市・糸魚川市・妙高市・五泉市・上越市・佐渡市・南魚沼市・三島郡出雲崎町

富山県　富山市・高岡市・氷見市・滑川市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・

　　　　射水市・中新川郡舟橋村・中新川郡上市町・中新川郡立山町・下新川郡朝日町

石川県　金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・羽咋市・かほく市・

　　　　白山市・能美市・河北郡津幡町・河北郡内灘町・羽咋郡志賀町・羽咋郡宝達志水町・鹿島郡中能登町・鳳珠郡穴水町・鳳珠郡能登町

福井県　福井市・あわら市・坂井市

２．令和６年能登半島地震により、次のいずれかの状況にあることを申立てた方

・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

・被保険者が重篤な傷病を負った旨

・被保険者の行方が不明である場合

○一部負担金の支払いの免除申請手続きについて

別添の「健康保険一部負担金等免除申請書」に必要事項をご記入のうえ、免除を申請する理由に応じた証明書類とともに、当組合までご提出ください。